社会保険

と信じ、池を坊ヶ池と呼んだそうな。

2014 No.815

郎と名づけました。 く竜神が現れました。いつのまにか竜神とともに雲の上に りませんか。 たたえられ、竜神の子が眠っているではあ まったのです。すると寝床には満々と水が 寝入りました。しかし、夫婦はのぞいてし しました。村人は坊太郎が池の主になった たおつう。やがて、おつう夫婦には子が生まれ、その子を坊太 女房のおつらが池のほとりにたたずんでいると、金色に 見られた竜神の子は、たちまち姿を消 あるとき坊太郎は、「ぼくの寝床をのぞかないで」と言って

竜 神の子が池の主 K (旧清里村) |越市清|

※伝説については、諸説ある話のうち、取材したものの1つをご紹介しています。

新潟日報「好きですにいがた」 語り継がれる不思議にいがたより

Contents

坊太郎のほかにも多くの竜神伝説が残る坊ヶ池

- ●適用事業所にお勤めの70歳以上の方には…~各種届出が必要となります~
- ●わたしと年金エッセイ募集中
- ●定期健康診断結果を提供して健康づくりを始めましょう!
- ●健康づくり標語コンクール入選作品発表

電話による年金相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください

ねんきんダイヤル 0570-05-1165

日本年金機構ホームページhttp://www.nenkin.go.jp/ 協会けんぽホームページhttp://www.kyoukaikenpo.or.jp/ 財団法人 新潟県社会保険協会 ホームページ http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/

適用事業所にお勤めの70歳以上の方には… ~各種届出が必要となります~

適用事業所にお勤めの70歳以上で年金を受給されている方についても、65歳からの在職老 **齢年金の調整の什組みが適用されます。**

事業所の皆様には、70歳以上の被用者に関する各種届書のご提出をお願いします。

70歳以上被用者とは

70歳以上であって厚生年金保険の適用事業所に新たに使用される方、または、被保険 者が70歳到達後も継続して使用される場合で次の要件に該当する方をいいます。

対象となる方 次にあげる要件にすべて該当する方

- ●昭和12年4月2日以降にお生まれの方であって、70歳以上の方
- ●厚生年金保険の適用事業所にお勤めの方であって、 勤務日数および勤務時間が一般の従業員の4分の3以上の方
- ●過去に厚生年金保険の加入期間がある方



提出する届出書類

- ●上記に該当する方を新たに雇用したときや、70歳に到達し引き続き雇用したとき 「厚生年金保険70歳以上被用者該当届」
- 上記に該当する方が退職することとなったとき 「厚生年金保険70歳以上被用者不該当届」
- ●上記に該当する方の、①定時決定を行うとき、②随時決定に該当したとき、③賞与を支払ったとき 「厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎・月額変更・賞与支払届」
- ●上記に該当する方が2カ所以上の事業所に勤務することとなったとき 「厚生年金保険70歳以上被用者所属選択・二以上事業所勤務届」

上記届書に添付いただく書類は不要ですが、70歳未満の厚生年金保険の被保険者が70歳到 達により厚生年金保険の資格を喪失するときは、資格喪失届を同時に提出してください。

70歳以上の期間については厚生年金保険被保険者期間ではないため、厚生年金保険料の負 担はありませんので、年金計算の基礎にも含まれません。

※上記でご不明な点がありましたら、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

待ち時間も少なく、無料で年金の相談や手続きができます。(平日8:30~17:15)



新潟市中央区東大通2-3-26 プレイス新潟6階 電話:025-244-9246

※国民年金基金とは違うビルです ※「街角の年金相談センター新潟」の赤い看板を目印に!

主な事例ごとの届出書類

対象者を新たに雇用したとき 資格取得届 十 70歳以上被用者該当届

70歳になった対象者を、引き続き雇用するとき 資格喪失届 十 70歳以上被用者該当届

対象者の報酬に変更があったとき 月額変更届 十 70歳以上被用者月額変更届

対象者に賞与の支払いがあったとき 賞与支払届 十 70歳以上被用者賞与支払届

7月1日に対象者を雇用しているとき 算定基礎届 十 70歳以上被用者算定基礎届

対象者が退職又は死亡したとき 資格喪失届 十 70歳以上被用者不該当届

対象者が75歳になったとき 資格喪失届 **2

75歳以上の対象者が退職又は死亡したとき 70歳以上被用者不該当届

その他、産前産後休業終了時報酬月額相当額変更届·育児休業等終了時報酬月額相当変更届·所属選択二以上事業所勤務届があります。

対象者とは前述した70歳以上被用者に該当する方です。

- ※1 厚生年金保険のみの資格喪失です。健康保険の被保険者資格は継続します。
- ※2 健康保険の資格喪失です。引き続き雇用する場合は、70歳以上被用者に該当します。

〈社会保険事業所調査に対するご協力のお願いについて〉

年金事務所では、定期的に社会保険の資格および報酬の調査を実施しております。調査の ご案内が届きましたらご案内の日時に必要な関係帳簿等をご用意いただきご協力いただきま すようお願い申しあげます。

※上記でご不明な点がありましたら、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

物能しと単金正ツセイ募集中

あなたと公的年金のエピソードをお聞かせください

- ●応募期間/平成26年6月2日から平成26年9月19日(金)当日消印有効
- ●提出先·お問い合わせ先/〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 サービス推進部 サービス推進グループ わたしと年金 担当

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。



柏崎年金事務所 一時移転の期間が延長になります

移転期間を平成26年6月末までとお知らせしていましたが、工事期間延長に伴い一時移転期間が延長されました。

なお、移転日等が決定しましたら、お知らせします。

協会けんぽからのお知らせで





2期健康診断結果を提供して健康づくりを始めまし



今、健康づくりで生産性や 価値を高める 注目されています

①定期健康診断結果をご提供いただきますと、 保健師・管理栄養士の保健指導がご利用いただけます。

健康管理の専門家である保健師・管理栄養士が無料で事業所様を訪問します。

②保健指導で生活習慣を改善でき、病気の予防 につながります。

お一人おひとりに合ったアドバイスで、無理なく効果的に生活習慣を改善できます。

❸医療費や保険料率の抑制にもつながります。

健康維持は、医療費の抑制・保険料率の抑制にもつながりますので、 家計の負担・事業所様の負担の軽減になります。



定期健康診断結果を提供する手続きは?

健診結果は、健診機関から協会けんぽへ電子データで提供していただきますので、

事業主様が 協会けんぽへ「同意書」をご提出いただくだけで、手続きは完了です!

健診結果提供にあたっての注意点



健康は

宝だな!

定期健康診断結果のご提供は、40歳以上の方が対象です。 また、生活習慣病予防健診を受診されている場合は、ご提供いただく必要はありません。



▶ 「高齢者の医療の確保に関する法律」で、医療保険者(協会けんぽ)が事業主様に対して定期健康 診断結果の提供を依頼することが認められています。また、協会けんぽから健診結果の提供を求めら れた場合は、提供しなければならないことになっています。そのため、健診結果を提供したことによっ て事業主様が責任を問われることはありませんので、ご安心ください。



協会けんぽと契約を結んでいない健診機関で健診を実施している場合は、直接事業主様にご提供を お願いする場合もあります。

詳しくはこちらまで! < 協会けんぽ新潟支部 保健グループ > TEL.025-242-0264

7月から8月にかけて、健診のご案内や健診結果のご提供について、お電話をさせていただく場合があります。 ご協力をよろしくお願いいたします。



全国健康保険協会 新潟支部

協会けんぽ 新潟 検索

協会けんぽ

〒950-8613 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル3階 TEL.025-242-0260(代表)

- 般財団法人 新潟県社会保険協会 平成25年度決算報告

平成25年度決算については、6月16日開催の理事会・評議員会に おいて承認されましたので報告します。

〈主な事業報告〉

1 社会保険制度の趣旨普及

「社会保険にいがた」を毎月発行しました。社会保険事務担当者の知識向上のため「社会保険事務講習会」を開催しました。ホームページについては、最新情報を掲載し協会情報を迅速に発信しました。社会保険委員会・年金受給者協会の事業について後援・助成を行いました。

2 健康づくり事業の実施

「職場の健康づくり講習会」に講師を派遣しました。

定例健康相談・健康セミナー開催・新潟市健康福祉まつり参加等行いました。 健康保持増進として、ボウリング大会等を開催しました。

3 厚生福利事業の実施

定例社会保険相談所を開催しました。シニアライフ支援のためセミナーを開催しました。

4 保養施設の運営(松風荘)

5 社会保険事業の推進協力

日本年金機構年金事務所・全国健康保険協会新潟支部と定期会合を行い、 連携を密にして安定した制度運営が図られる様協力しました。

6 その他

会員へのサービスのため協力施設の協賛を得て、割引利用の提供を行いました。

平成25年度一般会計収支決算

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

科	B	決 算 額
I.事業活動.	3	
1.事業活動収		
基本財産	2,989	
会 費	収 入	100,381,580
雑 収	入	35,767
事業活動	収入計	100,420,336
2.事業活動支		
事 業 費	支 出	91,580,476
管 理 費	支 出	19,299,830
他会計繰	入 支 出	0
事業活動	支出計	110,880,306
事業活動」	区支差額	△10,459,970

科 目	決算額			
Ⅱ.投資活動収支の部				
1.投資活動収入				
投資活動収入計	14,210,000			
2.投資活動支出				
投資活動支出計	4,445,191			
投資活動収支差額	9,764,809			
Ⅱ.財務活動収支の部				
1.財務活動収入				
財務活動収入計	0			
2.財務活動支出				
財務活動支出計	0			
財務活動収支差額	0			
Ⅳ.予備費支出	0			
当期収支差額	△695,161			
前期繰越収支差額	21,246,217			
次期繰越収支差額	20,551,056			

8月の年金相談のご案内

相談は予約制となります。予約なしの相談も可能ですが、予約の方を優先させていただきます。

主催年金事務所 (予約先電話番号)	会場	相談日	時間	主催年金事務所 (予約先電話番号)	会場	相談日	時 間
新潟東年金事務所 (025-283-1013)	さくらんど会ご	館 7(木)	10:00~15:00	上越年金事務所 (025-524-4115)	糸魚川市役所	13(水)	10:00~15:00
	五泉市福祉会	館 21休	10:00~15:00		木	27(水)	10:00~15:00
	阿賀町役場本		10:00~15:00		柿 崎 商 工 会	20(水)	10:00~15:00
新潟西年金事務所 (025-225-3008)	佐渡中央会	館 20休	13:30~17:00	三条年金事務所 (0256-32-2820)	市民交流センターネーブルみつけ	27(水)	10:00~15:00
	新穂地区公民	館 21休	9:00~11:40	新発田年金事務所 (0254-23-2128)	村上市役所	13(水)	10:00~15:00
	小木町商工	会 21休	8:50~10:50		11)	27(水)	10:00~15:00
長岡年金事務所 (0258-88-0006)	小千谷市民会館-	13(水)	10:00~15:00		阿賀野市水原総合体育館	20休)	9:30~12:30
		27(水)	10:00~15:00	六日町年金事務所 (025-716-0802)	十日町地域地場産業振興センター	14休)	10:00~15:00
	小出ボランティアセンタ	- 28(木)	10:00~15:00		(クロス10)	28休)	10:00~15:00

予約可能な時間は各会場とも開始時間から、終了時間の30分前までとなりますのでご注意ください。

- ●年金の相談·照会等には、年金手帳(基礎年金番号通知書)·年金証書等を持参してください。
- ●予約による相談を希望する方は、出張相談所を主催する年金事務所へ事前に電話予約をしてください。

※上記の年金相談でご不明な点がありましたら、年金事務所へお問い合わせください。

語コンクール入選作品発表

今年も多くの応募ありがとうございました。審査の結果、次の作品が入選されました。

よく寝て よく食べ よく歩く 健康は 原

いつもの検診 笑顔あふれる 明るい職場 武 銀賞 JII 西

笑うこと 心と身体の バロメーター 銅賞

塚 7 石 侑

佳作

むりしない マイペースで ストレッチ 筋肉強化 健康寿命 伸ばす秘訣は 広げよう 健康づくりで 笑顔の輪 ガン検診 早期発見 確かな安心 早歩き 筋力アップで 若返る 健康な 体づくりは 食事から 将来の あなたへ 贈ろう 健康を

辺 辰 夫 早 津 由美子 越 雅 広 沂 春 75 藤 \pm 木 智恵子 長 橋 正 官 小 倉 健 治





平成26年9月28日(日)



お申し込み、詳細については、「社会保険にいがた8月号」を

「社会保険にいがた8月号」をご覧ください。

平成26年度 社会保険軟式野球新潟県大会開催

各地区予選大会を勝ち抜いたチームによる県大会を、8月9日(土)・10日(日)両日 「ハードオフエコスタジアム新潟」で行います。応援・観覧お待ちしています。



新発田支部からのお知らせ

社会保険健康ゴルフ大会 を開催します。参加お待ちしています。

- ●会場/日本海カントリークラブ(胎内市) ●開催日/8月21日(木)●定員/40名(先着順)
- ●申込/大会名・参加者氏名・年齢・事業所名・電話番号を記入し 日本海カントリークラブ(Fax 0254-46-2002)までお申込み願います。

社会保険協会全支部よりお知らせ

海の家補助券配布終了

大勢の皆さんのお申し込みにより予定数の配布が終わりました。お申し込みありがとうございました。

健康セミナー終わる

6月25日(水)メディアシップ新潟日報社(新潟市中央区)で開催しました。メタボとうつは 食べて防ぐ! と題した、講師「笠井先生」の話に引き込まれ皆さん熱心に聴講されました。

ユーモアーを交えた内容で参考になった。

自分の食事について考えさせられた。

カロリーばかり気にしていましたが、食事のとり方順番も気にするようにします。

最初に副菜を食べてから主菜、主食と、食べ方の順番を変えて、おなか周りが少しでも細くなればよいなと感じました。

わかりやすかった。手作りの大切さ、無理をしすぎない、ストレス溜めない。

心の健康状態と食事がとても大切ということがわかり、役に立ちました。

食事を食べる雰囲気を大事にしたい。朝食を大切にしたいと思います。

